

【公開用】

令和 6（2024）年度
学校法人三幸学園 ガバナンス・コード に係る適合状況
小田原短期大学版 <第 1 版>

学校法人三幸学園 理事長 鳥居 敏
小田原短期大学 学 長 上野 奈初美

1. 目的

学校法人三幸学園は、令和 4（2022）年 4 月 1 日付で「学校法人三幸学園 ガバナンス・コード 小田原短期大学版 <第 1 版>」を制定しました。本ガバナンス・コードは、日本私立大学協会が制定した「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード <第 1 版>」に準拠するものであり、公共性と自主性を基本にした自律的なガバナンスの確保と経営基盤の強化を図るとともに、時代の変化や学校法人の実情に合わせて見直していく必要があります。

この一環として、学校法人三幸学園は本ガバナンス・コードに掲げる各項目の適合状況を毎年度自主的に点検・公表し、運営の適正と透明性を確保することにより、社会的責任を果たしていきます。

2. 適合状況

ガバナンス・コード項目	適合状況
第 1 章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
1－1 建学の精神・教育理念 (1) 建学の精神・教育理念 (2) 建学の精神・教育理念に基づく人材像	適合しています。
1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命） (1) 建学の精神・教育理念に基づく教育目的等 (2) 中期的（原則として 5 年以上）な計画の策定と 実現に必要な取組みについて (3) 私立大学の社会的責任等	適合しています。
第 2 章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
2－1 理事会 (1) 理事会の役割	適合しています。
2－2 理事 (1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 (2) 学内理事の役割 (3) 外部理事の役割 (4) 理事への研修機会の提供と充実	適合しています。
2－3 監事 (1) 監事の責務（役割・職務範囲）について (2) 監事の選任 (3) 監事監査基準 (4) 監事業務を支援するための体制整備 (5) 常勤監事の設置	適合しています。

2－4 評議員会 (1) 諮問機関としての役割 (2) 議事運営方法の改善 (3) 学校法人の業務若しくは財産の状況 又は役員の業務執行の状況への関与 (4) 監事の選任への関与	適合しています。
2－5 評議員 (1) 評議員の選任 (2) 評議員への研修機会の提供と充実	適合しています。
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	
3－1 学長 (1) 学長の責務（役割・職務範囲） (2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	適合しています。
3－2 教授会 (1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	適合しています。
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	
4－1 学生に対して (1) 学部ごとの3つの方針（ポリシー）等	適合しています。
4－2 教職員等に対して (1) 教職協働 (2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	適合しています。
4－3 社会に対して (1) 認証評価及び自己点検・評価 (2) 社会貢献・地域連携	適合しています。
4－4 危機管理及び法令遵守 (1) 危機管理のための体制整備 (2) 法令遵守のための体制整備	適合しています。
第5章 透明性の確保（情報公開）	
5－1 情報公開の充実 (1) 法令上の情報公表 (2) 自主的な情報公開 (3) 情報公開の工夫等	適合しています。

以上